H27.11.5 資料 2

次期福岡市保健福祉総合計画各論 (地域分野) 原案

第1章 基本理念

1 基本理念

地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、 地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題 の解決に取り組む考え方のことをいいます。

地域福祉活動とは、地域に住む住民一人ひとりが、地域社会の一員として、地域福祉のことを考え、そこにある課題を発見し、その解決に向けて自ら取り組むことをいいます。地域で生じている問題の解決にむけて、住民同士が集まって話し合い、共に取り組む地域福祉活動の姿を確認し合うことが基本となります。

地域にはさまざまな人々がいます。子ども、介護を受けている人、障がいのある人など、いわゆる支援や見守りが必要な人々ばかりだけではなく、会社員、学生、主婦、商店主やそこで働く人々、古くから住んでいる人、新たに転入してきた人、これらの人々が地域社会を構成しています。そのような個人だけではなく、企業、病院、学校、介護事業者、コンビニなども地域社会の一員です。無縁社会を克服し地域福祉を推進していくには、つながりの再構築が不可欠となりますが、福岡市では、企業、学校、ボランティア、NPO、協同組合、病院、福祉サービス事業所等の多様な社会資源が数多く存在するという都市部の強みを活かし、人に限定されない多様な主体とのつながりをつくることが重要となります。

福岡市では、小学校区ごとに組織された自治協議会が地域のまちづくりの主体として活動していますが、都心部、郊外部、農漁村部など、地域によって人口構成や生活の利便性等はもちろん、社会資源も大きく異なり、多様な姿をみせています。

超高齢社会を迎え、これから地域では生活上の課題が一層多様化し拡大するばかりでなく、新たな課題も発生してきます。その課題解決のためには、地域の特性に応じた支え合い・助け合い活動が、自治会・町内会などの小さな単位から市レベルまでの様々なエリアで効果的に展開され、元気高齢者をはじめとした様々な世代の住民、地域団体や企業、NPO、社会福祉法人等、多様な主体が積極的に参加することが求められています。

このようなことから,地域分野計画の基本理念を以下のとおりとします。

住み慣れた地域の中で、だれもが、自分らしく日常生活を送ることができるように、住民参加と自治を基盤とし、様々な主体が地域を構成する一員として相互に連携し、支え合う福祉コミュニティを実現する

〇 計画の位置づけ

本分野は社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として、地域福祉の方向性及び取り組みを示すものであり、福岡市社会福祉協議会が策定する「第5期地域福祉活動計画」と相互に連携して福岡市の地域福祉を推進します。

なお、地域福祉計画の対象分野である「高齢者」や「障がい者」、「子ども」分野については、本計画の「高齢者分野計画」「障がい者分野計画」及び「第4次福岡市子ども総合計画」(平成27~31年度)に詳細を記載するものとし、「地域分野計画」とあわせて福岡市の地域福祉計画とします。

第2章 基本目標

1 基本目標

基本目標1 笑顔あふれる絆づくり

子どもから大人まで、地域で生活する様々な人が楽しく顔の見える関係 をつくる、地域づくりを進めます。

基本目標 2 活動団体への支援と連携

地域福祉推進の柱である社会福祉協議会や民生委員・児童委員(以下, 「民生委員」という)への支援とともに,さまざまな活動団体への支援と 連携を図ります。

基本目標3 支え合い・助け合い活動の推進

地域での支え合い・助け合い活動を進めるとともに、さまざまな主体に よる新たな生活支援サービスの創出に向けた支援を行います。

基本目標 4 人づくりと拠点づくり

福祉教育の推進を図るとともに,市民ボランティアの養成に取り組みます。また地域福祉活動の拠点づくりを進めます。

基本目標5 自立した生活のための環境づくり

市民の権利を擁護し、また、生活困窮者への支援など、すべての人が自立して生活するための環境づくりを進めます。

第3章 施策の展開

【体系図】

基本目標 1 実顔あふれる絆づくり
施策 1-1 絆づくりの推進
施策 1-2 校区・地区の目標づくりへの支援
基本目標 2 活動団体への支援と連携
施策 2-1 社会福祉協議会への支援と連携
施策 2-2 民生委員への支援と連携
施策 2-3 社会福祉法人・NPO・企業等への支援と連携
基本目標 3 支え合い・助け合い活動の推進
施策 3-1 見守りと助け合い活動の推進
施策 3-2 災害時に備えた見守りの仕組みづくり
施策 3-3 新たな生活支援サービスの創出
施策 3-4 ICTの利活用
基本目標 4 人づくりと拠点づくり
施策 4-1 福祉意識の醸成
施策 4-2 支え手づくりの推進
施策 4-3 ボランティア・NPO活動の充実
施策 4-4 地域の活動拠点づくり
基本目標 5 自立した生活のための環境づくり
施策 5-1 情報提供と相談の仕組みづくり
施策 5-2 権利擁護体制の充実
施策 5-3 生活困窮者への支援対策
施策 5-4 ユニバーサルデザインの理念による地域づくり

基本目標1 笑顔あふれる絆づくり

【現状と課題】

- ○150 万人を超える人口の福岡市は、行政単位として、7 つの区に分かれます。その下に、おおむね中学校区を単位に日常生活圏域(30分以内に必要な在宅サービスが提供される圏域)が設けられ、高齢者の地域における総合相談窓口であるいきいきセンターふくおか(地域包括支援センター)が設置されています。
- ○地域においては、小学校区を単位として、自治協議会や校区社会福祉協議会(以下「校区社協」という。)をはじめとする住民団体が組織されています。また各校区には公民館や老人いこいの家などが設置されて、ここを拠点にさまざまな活動が行われています。
- ○校区より小さい単位として自治会・町内会があり、全市で約 2300 あり、福岡市の約 80%の自治会・町内会では「ふれあいネットワーク」が組織され、見守り活動を行っています。自治会・町内会によっては地域の集会所を設けているところもあります。
- ○さらに小さな単位に隣組や班といったものがあります。20世帯規模で、 回覧板等が回る単位ということができます。
- ○福岡市では一般的に地域コミュニティや地域といった場合,まず小学校区単位の自治協議会を示す場合が多く,実際に住民自治活動の中核となっていますが,身近な地域福祉活動は,自治会・町内会や隣組・ 班の単位で行われています。

住民活動を支援する場合, さまざまな圏域レベルを踏まえた上での適切な施策が必要になってきます。

市レベルの圏域

市役所,市社会福祉協議会など,全市的な計画や調整,サービスを提供する。

区レベルの圏域

区役所,保健福祉センター,区社会福祉協議会など行政区に応じたサービスを提供する。

中学校区レベルの圏域 地域包括支援センターが設置されて おり、やや広域的に専門的な支援を行 う。

小学校区レベルの圏域 行政機関では公民館があり、また、 自治協議会や校区社会福祉協議会な ど地域コミュニティがつくられてい る。地域特性に応じた活動を展開す る。

自治会・町内会レベルの圏域 住民自治の基本となる圏域で住民 全員による総会や自治会単位の活 動が行われている

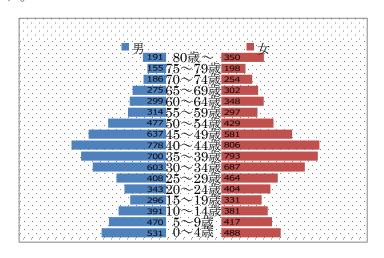
隣組・班レベルの圏域 最も身近な生活圏域で,いわ ゆるご近所付き合いなど生活 に密着した活動を行う。 ○福岡市の小学校区は、都心・郊外・農漁村・離島などの地域的な条件 や、戸建て、集合住宅、賃貸など、住まい方の種類が組み合わさって、 地域によって特色が異なります。

少子高齢化の進展状況も地域によって大きく異なり、高齢化率がすでに 40%を超えた地域、まだ 10%に満たない地域、すでに人口減少が始まった地域、人口増が続き保育所が不足している地域など、さまざまです。

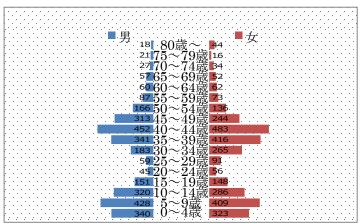
コミュニティへの支援策も様々な圏域の地域の特色に応じて行って いく必要があります。

■校区別人口ピラミッド

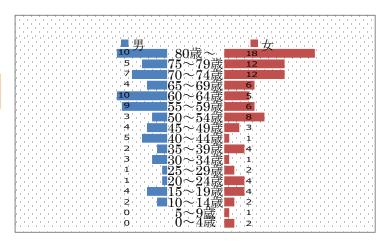
西区 姪の浜



東区 照葉

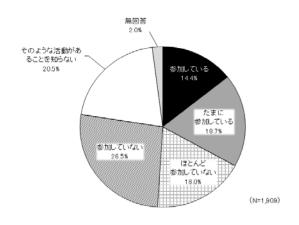


早良区 曲淵

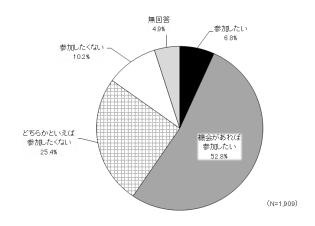


- ○福岡市は,5年間で全世帯の4割が異動する転入・転出が多いという 特徴を持っています。また賃貸住宅の割合や公営住宅の割合が政令市 の中でも最も高いことなどもあわせ、隣に誰が住んでいるかわからな い、民生委員が訪問してもなかなか玄関を開けてもらえないなど、顔 の見える関係づくりが難しくなっています。
- ○地域のコミュニティは地域福祉の基盤となるものです。近所同士が必要なときに手助けできる関係性をつくっていくためには、地域活動への参加者を増やしていく必要があります。市民意識調査においては、地域での支え合い・助け合い活動への参加や近所づきあいについて、半数以上の人たちが参加したい、近所づきあいをしたいと考えている一方で、実際に参加したことがある人は3割程度となっており、気軽に地域活動へ参加できるようなきっかけづくりが必要です。

■住民参加による地域での助け合い,支え合い活動への参加状況

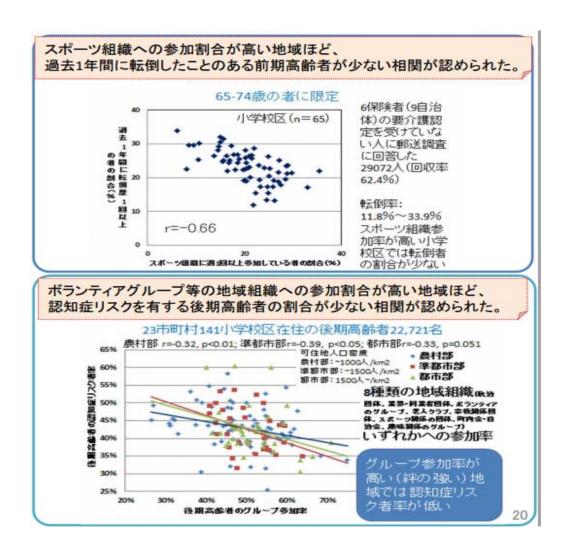


■住民参加による地域での助け合い,支え合い活動への参加意向



出典:福岡市保健福祉総合計画策定等にかかる市民意識調査(平成26年12月)[福岡市]

○地域における人のつながりを,ソーシャルキャピタル(社会関係資本) といいますが,2011年の東日本大震災や,海外における調査の結果, ソーシャルキャピタルが豊富な地域では,住民の健康状態も良好であ るという実証結果が出ています。今後,高齢者の健康寿命を延伸する ためにも、地域の絆づくりがきわめて重要です。



出典:厚生労働省

○地域福祉を進めるためには、地域住民自らが、地域の課題を考え、地域の目指すべき方向を確認し合うことが重要となります。そのため、さまざまな情報が必要となり、地域の情報を「見える化」し、提供の上、話し合いの場づくりに向けた支援が必要です。

【施策の方向性】

- ○自治会・町内会など小さなコミュニティを大切にし、見守りや防災といった支え合い・助け合い活動に繋がるような、住民相互の顔の見える関係づくりに取り組みます。
- ○多くの住民が気軽に立ち寄り、交流できる「場づくり」を進めます。
- ○地域の福祉課題を知り、住民の協働により取り組む地域福祉活動を確認 し合う場を設け、話し合いの結果をプランとして「見える化」します。

施策 1-1 絆づくりの推進

- ○身近で、楽しく、魅力ある活動が行われるよう、地域団体による様々な 活動の実施を支援します。
- ○楽しい活動や参加する人のやりがいや生きがいにつながるような取り組みを増やすため、地域の特性を生かした様々な工夫や人材の活用などを 行っている他の地域の先進事例の共有化を図ります。
- ○自治協議会や自治会・町内会の活動状況を地域住民に広く周知すること により、自治会・町内会の役割の重要性と加入の必要性への理解を促進 します。
- ○活力あるまちづくり支援事業補助金を含め、地域が行う絆づくりへの支援の充実を検討します。
- ○地域住民が気軽に立ち寄れる、地域住民の運営によるサロンや地域カフ <u>エなど、人と人とのつながりを豊かにする様々な集いの場の立ち上</u> <u>げや運営を支援します。</u>

事業名	概要
地域デビュー応援事業	自治会・町内会が行う,幅広い世代の住民が気軽
	に楽しく参加し, 交流できるような工夫を凝らし
	た新たな取組みの支援。
コミュニティ通信	自治協議会や自治会・町内会での特色ある活動事
	例の紹介。
活力あるまちづくり支援事業	自治協議会が主体的に行うまちづくり活動を支
	援し, 市民と行政との共働によるまちづくりを推
	進。
多様な居場所づくりの支援	ふれあいサロンや地域カフェ,家族介護者のつど
【社協】	い等,住民の様々な交流の場づくり(立ち上げ,
	運営)の支援。

事業名	概要
校区地域福祉活動計画(福祉の	住民が地域の課題を共有し,目指す姿や解決策を
まちづくりプラン)の作成支援	話し合う場(福祉座談会など)を設け、地域ごと
【社協】	の課題や特性に応じた福祉活動の展開を支援。そ
	の話し合いの過程をプランとして記録に残し, 住
	民等へ広く周知する取り組みを支援。
各種事例集の発行	地域カフェ,生活支援ボランティアグループ活動
【社協】	等,先進的な事例の情報を集めた事例集の発行・
	共有化。
校区社協広報紙発行事業	校区社協が発行する地域福祉活動の啓発・広報を
【社協】	目的とする情報紙発行事業への助成。
つながりマップづくり	町内単位などで地域の見守り活動をより具体的
【社協】	に「見える化」を行なうためのマップ作りへの支
	援。

施策 1-2 校区・地区の目標づくりへの支援

- ○地域住民が自分たちの住む地域の課題を主体的に考え、共有し、解決に向けて取り組んでいくために、校区社協や自治協議会等の地域団体による「校区福祉のまちづくりプラン(校区地域福祉活動計画)」の策定を福岡市・区社会福祉協議会(以下、「社協」という)と連携して支援していきます。
- ○地域住民が自分の地域に愛着が持てるよう、地域の魅力や特性を住民が 共有し、幅広い多くの住民の参画により、楽しくまちづくりに取り組め るよう支援します。
- ○さまざまな地域情報の「見える化」を図り、高齢者地域支援会議や校区 懇談会等において積極的に提供します。

事業名	概要
校区地域福祉活動計画(福祉の	住民が地域の課題を共有し、目指す姿や解決策
まちづくりプラン)の作成支援	を話し合う場(福祉座談会など)を設け、地域
【社協】	ごとの課題や特性に応じた福祉活動の展開を
	支援。その話し合いの過程をプランとして記録
	に残し, 住民等へ広く周知する取り組みを支
	援。
校区福祉座談会事業	地域住民ワークショップなどの手法を活用し
【社協】	ながら地域の実情を知り,課題を把握・共有し,
	解決策を検討する場として座談会を開催。
校区データ集・校区ビジョンの	校区ごとの人口動態等の各種統計データ等を
作成支援	整理した「校区データ集」の作成。それをもと
	にワークショップ等の手法を活用し, 校区の目
	標等(ビジョン)を作成する自治協議会への支
	援。

事業名	概要
高齢者地域支援会議	地域の理解と協力を得ながら,それぞれの地域
	の実状に合わせた取組につなげるための地域
	と区役所が地域の高齢者の課題について意見
	交換を実施。

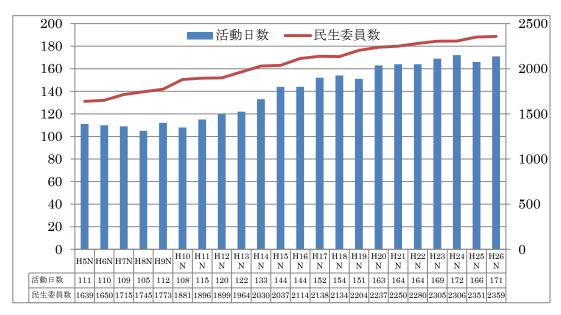
基本目標2 活動団体への支援と連携

【現状と課題】

- ○地域福祉活動の推進は,主に社会福祉協議会と民生委員が大きな役割を 担っていますが、それぞれに課題を抱えています。
- ○社会福祉協議会は、それぞれ法人格を持つ市社協と区社協があり、市社 協が本部、区社協が支部的役割を担い活動しています。さらに、住民に よる校区社会福祉協議会が地域での福祉活動の主役を担っています。
- ○加速化する少子高齢化や社会経済情勢の変化により、地域では孤立死や ごみ屋敷、生活困窮者の増加など、様々な問題が拡大しています。社会 福祉協議会はこれらの課題解決にむけて、地域福祉ソーシャルワーカー (CSW)を配置するなど、各種取り組みをすすめていますが、今後は、 アウトリーチ機能のさらなる強化、政策提言能力の向上、NPOや企業・ 社会福祉法人等多様な主体や団体との連携強化など、より一層の活躍が 求められています。このような社会的要請に応えるべく、市社協は、具 体的な事業の方向性や展開方策を定める「第5期地域福祉活動」を策定 しています。
- 〇民生委員は全市に約 2,300 人配置され、地域の相談役として、地域住民のさまざまな相談事に応じ、関係機関につなぐなど、福祉の現場を担っています。

しかしながら、多様化・増大する問題への対応のため、質的・量的にも 業務が増加しており、なり手がいないという声が多数聞かれています。 今後支援が必要な高齢者が地域に増大します。民生委員の負担軽減とと ともに、その活動を支援する対策が必要です。

■民生委員の活動日数の推移



出典:福祉行政報告例

- ○校区では、自治協議会や校区社協のほか、衛生連合会や食生活推進協議会、老人クラブ等団体が活動しています。地域福祉活動の推進にむけ、 これらの団体間の連携をより強化する必要があります。
- ○従来の地域団体のほか,今後予想される支え手不足に対応していくためには、地域における公益的な取り組みが義務づけられる社会福祉法人のほか、ボランティアグループ、NPO、企業等、様々な団体の地域福祉活動への参画を促していく必要があります。

【施策の方向性】

- ○市民福祉の向上に多大な役割を担う社会福祉協議会の活動を支援すると ともに,連携して地域福祉を推進します。
- ○社会福祉の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う民生委員の活動を支援するとともに、負担軽減等の支援策を 進めます。
- ○社会福祉法人,ボランティアグループ, NPO,企業,大学等の地域福祉活動への参画を促進します。

施策 2-1 社会福祉協議会への支援と連携

- ○福岡市の地域福祉を連携して推進していくため、平成 28 年度~32 年度 を計画期間とする社会福祉協議会「第 5 期地域福祉活動計画」の実施を 支援します。
- ○地域住民が自分たちの住む地域の課題を主体的に考え、共有し、解決に向けて取り組んでいくために、校区社協や自治協議会等の地域団体による「校区福祉のまちづくりプラン(校区地域福祉活動計画)」の策定を社協と連携して支援していきます。【再掲】

事業名	概要
社会福祉協議会地域福祉推進	社会福祉事業の推進に多大な役割を果たし,市民
事業費補助金	福祉の向上を目的とした事業を積極的に実施し
	ている福岡市社会福祉協議会に対する事業費の
	補助。

施策 2-2 民生委員への支援と連携

- ○民生委員は、住民の身近な相談役・支援者であり、行政とのパイプ役と して地域福祉の重要な役割を担っていますが、業務は年々増加しており、 福岡市や社会福祉協議会と協働して取り組んでいる事業の見直し等を行 うなど、負担軽減に取り組みます。
- ○研修等によるスキルアップなど民生委員の活動を支援します。
- ○民生委員の活動を市民に知ってもらうため, 広報の推進を図ります。

事業名	概要
福岡市民生委員·児童委員協議	日頃から, 社会奉仕の精神をもって自主的に社会
会補助金	福祉の増進に努め、低所得者の自立更生の支援、
	高齢者・障がい者・児童・母子等の福祉向上及び
	公的社会福祉施策への協力等を行っている民生
	委員・児童委員の活動支援。

施策 2-3 社会福祉法人・NPO・企業等への支援と連携

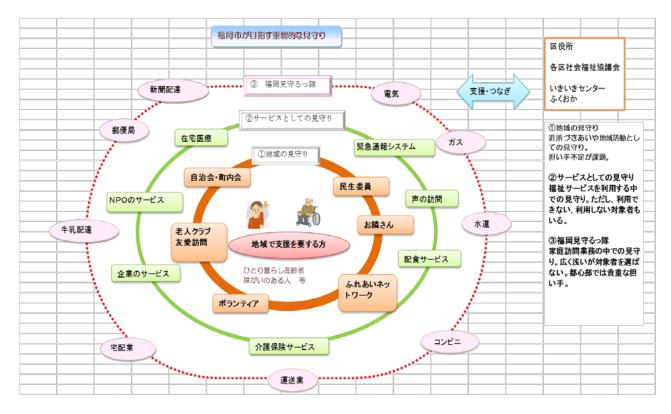
- ○近年では福祉課題に取り組む各種ボランティア団体や NPO 等も多くなっています。また、CSR (地域貢献活動)の一環として地域活動に取り組む企業も増えています。様々な主体が地域福祉の推進の一翼を担っていけるよう支援します。
- ○企業・商店街等の地域活動への参加を促進する仕組みを検討するととも に、セミナー等を開催し、企業と地域とのマッチングの場を提供し ます。
- ○地域における公益的な取組みが義務づけられる社会福祉法人が行う地域 福祉,社会福祉の向上に向けた活動を社協と連携して支援します。

事業名	概要
社会福祉法人による地域への	社会福祉法人による地域への社会貢献事業実施
社会貢献事業実施に向けた協	に向けた協働
働	【社協】
【社協】	
CSRセミナー	企業が積極的な社会貢献・ボランティア活動に参
【社協】	画できるよう,企業や勤労者を対象にセミナーを
	開催。
企業ボランティア育成事業	勤労者がボランティアや社会貢献活動に参画で
【社協】	きるよう,ボランティア体験プログラムを提供。

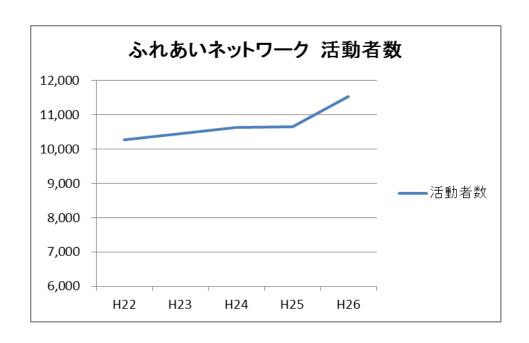
基本目標3 支え合い・助け合い活動の推進

【現状と課題】

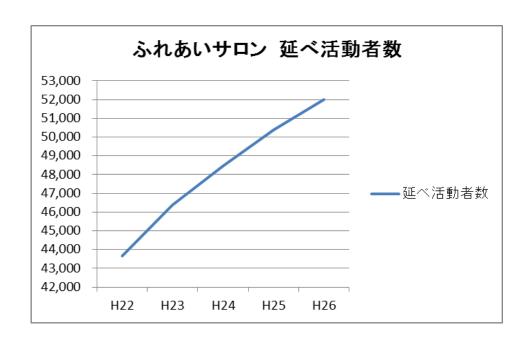
- ○福岡市では地域の見守り活動として、校区社協が中心となり、ふれあいネットワークを展開しています。前期の高齢者保健福祉計画や第4期地域福祉活動計画ではふれあいネットワークの拡大を成果指標として掲げ、現在約8割の自治会・町内会でネットワークが組織されています。
- ○また, ライフライン企業等が参画する「福岡見守るっ隊」等を結成し, より重層的な見守り体制を整えています。



○ふれあいネットワークでは、見守り活動の延長線上で近隣住民による自然な助け合いとしてごみ出しや電球交換といった簡易な生活支援活動も行われています。こうした見守り活動は、孤立死の防止という役割と共に、様々な生活上の問題や地域の課題を発見する「課題抽出ネットワーク」としての役割を持っています。今後、単身高齢者や認知症の人が増え続けるため、さらにきめの細かい見守りのネットワークづくりを進める必要があります。



- ○いざ災害が起こった場合には、普段からの見守りや支え合いの関係が重要な役割を果たします。平常時の見守り活動と連動した、災害時に支援を要する人々を支える仕組みづくりが必要となっています。
- ○地域では、高齢者などが定期的に集まり、交流を行うふれあいサロン活動が、現在約370箇所行われていますが、新規参加者の募集、ボランティアが足りないといった課題もあります。



- ○在宅生活を送る高齢者を、住民による支え合い・助け合い活動だけで支援していくことはできませんが、介護等のニーズが増え続ける一方で、それに対応できるだけの専門職の確保にも限界があり、在宅生活の維持に必要なサービスをすべて介護保険制度等の公的施策で賄うことも難しくなります。効率的で良好な民間福祉サービスなど、民間のビジネスの力を今後さらに活用することが必要です。また、今後大幅に増加する元気な高齢者の方々が生活支援サービス等の担い手となって、一定の報酬を得ながら活動できる柔軟な形の高齢者就労(地域就労)のまちづくりが大きな課題となります。
- ○近年 I C T (情報通信技術) の進歩は目覚ましいものがあります。地域 福祉活動の支え手の負担を軽減していくためには,こうした最新の技術 の利活用を積極的に進めていく必要があります。



【施策の方向性】

- ○ふれあいネットワークやふれあいサロンを拡充するとともに、より効果的な実施にむけた支援策を検討します。
- ○平常時の見守り活動と連動した災害時の助け合いの仕組みづくりを進めます。
- ○元気な高齢者が活躍する新たな生活支援サービスの創出を支援します。
 - ○見守り活動などにICTの利活用を進めます。

施策 3-1 見守りと助け合い活動の推進

- ○地域において支援を要する人々に関する情報交換と日常的な見守り活動ができるようふれあいネットワークの拡充や、活動の充実にむけて、支援の方策を検討します。
- ○ふれあいサロンの拡充や、より効果的な展開にむけて支援の方策を検討 します。
- ○地域や校区で行われているさまざまな団体の助け合い活動を推進します。

事業名	概要
ふれあいネットワーク	地域住民や団体がネットワークをつくり、高齢者
【社協】	などの見守り活動等を実施。
ふれあいサロン	閉じこもりがちな高齢者や障がい者等の孤独感
【社協】	の解消や寝たきり予防のため,健康づくりやレク
	リエーションなどサロン活動を実施。
生活支援ボランティアグルー	日常のちょっとした困りごとを解決するボラン
プ	ティアグループの支援 (立ち上げ・運営)。また,
【社協】	元気高齢者の活躍の場としての取り組みを支援。
家族介護者支援	在宅で家族を介護している人を身近な地域で支
【社協】	える取組みを支援。
「地域福祉活動における個人	個人情報の保護と活用についての正しい理解を
情報共有化に関する取扱いの	促し,地域で個人情報の取扱いのルール作りが進 むよう,地域福祉活動推進の視点から指針を作
指針」の作成 【社協】	成。
CSWの配置	区社協の校区担当職員を全員 CSW として配置
【社協】	し,これまでのモデル的配置で蓄積した支援ノウハウを共有した,地域での見守りの仕組みづくり
	や助け合い活動を支援。
福祉有償運送	福祉有償運送運営協議会を適切に運営していく
	ことを通して、事業者に対し、相談、助言、指導
	を行うほか, ボランティア運転手の養成などを支 援。

施策 3-2 災害時に備えた見守りの仕組みづくり

- ○災害対策基本法の定めるところにより,災害発生時,又は災害が発生する恐れがある場合に,特に避難支援を要する者の名簿(以下「避難行動要支援者名簿」という。)を市が作成し,名簿情報(以下「情報」という。)を提供することについて,本人の同意を得た者の情報を福岡市地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)に定める者に提供します。また,情報の提供に際しては,地域防災計画に定めるところにより,情報の提供を受ける者に対して,情報漏えい防止のための措置を講じます。
- ○災害時における福祉避難所の整備や,市社協が設置するボランティアセンターとの連携により,災害時の支援体制を構築します。

事業名	概要
災害時要援護者避難支援対策	現在作成されている災害時要援護者台帳情報の
	一部を抜粋した情報を,市と個人情報の提供につ
	いて覚書を締結した地域等に提供。
災害ボランティア活動推進事	防災への備えについて市民意識の向上を図ると
業	ともに,災害時の支援活動のあり方や災害ボラン
【社協】	ティアセンターの運営を学ぶ講座の開催。
「地域福祉活動における個人	個人情報の保護と活用についての正しい理解を
情報共有化に関する取扱いの	促し,地域で個人情報の取扱いのルール作りが進
指針」の作成	むよう、地域福祉活動推進の視点から指針を作
【社協】【再掲】	成。
福祉避難所の整備	避難所生活において特別な配慮を必要とする災
	害時要援護者の受け入れ先である福祉避難所を
	整備。

施策 3-3 新たな生活支援サービスの創出

- ○元気な高齢者が生活支援の担い手として社会参加することが,結果的に 介護予防になるという,生活支援・社会参加・介護予防の融合を図る取 り組みを進めます。
- ○企業等が持つビジネスの力を地域課題の解決に活かせるように、地域や 企業等の関係者間の出会いや繋ぐ場をつくるなどコミュニティビジネス 等の促進にむけて支援します。
- ○生活支援コーディネーターを配置し、地域に不足するサービスの創出や サービスの担い手の養成を進めます。

事業名	概要
生活支援ボランティアグルー	日常のちょっとした困りごとを解決するボラン
プ	ティアグループの支援 (立ち上げ・運営)。また,
【社協】【再掲】	元気高齢者の活躍の場としても取り組みを支援。
買い物困難者支援モデルの開	企業が保有するバスを活用し行う「買い物支援バ
発	ス」の運行,移動販売を行う障がい者事業所との
【社協】	マッチングによる買い物支援等,校区社協,自治
	会・町内会等との協働により展開する買い物困難
	者支援モデルの事業開発。

施策 3-4 ICTの利活用

○見守りや認知症対策等,地域での支え合い・助け合い活動にICTを 取り入れるなど,新たな手法の導入により,効果的・効率的な事業へ向 け見直しを図り,活動者の負担軽減を図ります。

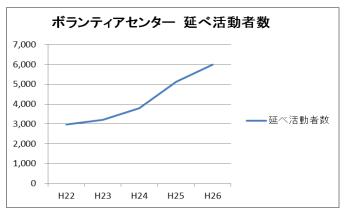
○地域の各種団体と連携の上、地域においてICTを活用したモデル事業の取り組みを進めます。

事業名	概要
緊急通報システム	在宅のひとり暮らし等の高齢者が, 急病など緊急
	時に無線発信機等を用いてセンターに通報し,消
	防局や近隣の協力員などが対応する仕組み。
徘徊高齢者等ネットワーク事	徘徊高齢者の早期発見・保護のため、協力サポー
業	ター等への検索協力依頼のメール配信や検索の
	ための機器利用助成。
ICT活用による要介護高齢	要介護高齢者の平常時及び緊急時の在宅生活を
者在宅生活支援モデル事業	サポートするため,ICTを活用した地域の見守
	り体制の充実のためのモデル事業を実施。

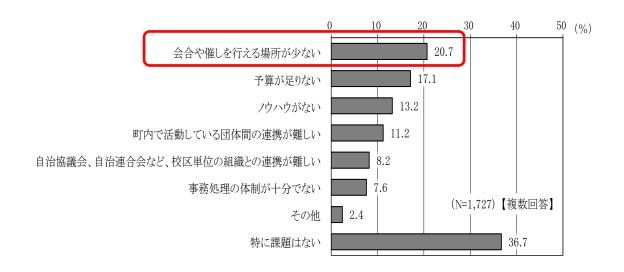
基本目標 4 人づくりと拠点づくり

【現状と課題】

- ○より多くの人々が地域の支え合い・助け合い活動に参加するためには、 地域福祉の主体を形成する福祉教育が基盤となります。子どもの豊かな 成長を促すための福祉教育と、地域福祉を推進するための福祉教育の、 両方が必要となります。このため、学校や企業、地域での集まり、各種 セミナー等において、福祉に関するさまざまな学習の機会や情報、福祉 体験、交流の場を提供していく必要があります。
- ○地域の支え合い・助け合い活動は、校区や自治会等の身近な場で行われていますが、より広い範囲での活動や、より組織的な仕組みの中での活動を望む市民も増えています。様々な形態で活動する市民が増えることは、複雑・多様化する地域課題・生活課題の解決や、福祉コミュニティの実現にとっても有用です。
- ○市民が自ら社会の課題解決に参加する姿として、個人個人が様々なボランティア活動に参加したり、ボランティアグループを結成して活動したりする形があります。また、より事業性を高めた活動を目指して、NP Oという形が選択されることも多くなっています。
- ○NPO活動やボランティア活動全般については,「NPO・ボランティア 交流センター(あすみん)」を拠点とし、また、福祉ボランティア活動に ついては、市社協が運営する福岡市・各区ボランティアセンターを拠点 として、その支援を行っています。



- ○福岡市では市社協がボランティアセンターを設置するとともに,区社協が各区ボランティアセンターを設け,ボランティアの育成やコーディネートを行っていますが,多様化・深刻化・複雑化し,拡大する地域課題・生活課題に対応しきれていない現状があります。今日的課題への対応力の向上を図るため,ボランティアセンターの機能強化が求められます。
- ○NPOには介護事業など福祉における活動を主としている団体もあり、 ボランティアセンターとNPO・ボランティア交流センター(あすみん) は,より連携を深め,市民活動のさらなる活性化を図る必要があります。
- ○福岡市の地域福祉活動の拠点として、校区レベルでは、公民館がその役割を担っており、引き続き、地域コミュニティ支援の中心的な役割が求められています。
 - これ以外にも、全市レベルでボランティア活動者をはじめとした市民の 福祉の拠点施設として「市民福祉プラザ」が、区レベルで市民活動に用 いることが可能な施設として、市民センター、老人福祉センターがあり、 校区レベルでは老人いこいの家があります。
- ○地域福祉活動を推進するためには,活動拠点や交流の場を望む声が多く, 身近な場所での拠点づくりを進める必要があります。



出典:平成26年度自治協議会・自治会等アンケート

【施策の方向性】

- ○あらゆる機会を通して福祉教育を推進します。
- ○地域福祉を担う人材について、元気高齢者や若者など新たな人材の発掘や育成に取り組むとともに、人材のスキルアップを図ります。
- ○ボランティアの活動やNPO活動の拡充にむけ、ボランティアセンターの活性化及びNPO・ボランティアセンター(あすみん)との連携を図ります。
- ○住民の暮らしに身近な場所での地域福祉活動の拠点づくりを進めます。

施策 4-1 福祉意識の醸成

- ○地域の問題を解決していくための学習(問題解決型),学習の結果を地域に還元していくための学習(地域還元型),住民自らが企画・参加しながら進める学習(協同参画型)を,あらゆる機会を通して地域の中で多様に設け,地域福祉の主体形成を図ります。
- ○広報紙をはじめ、各種チラシ・パンフレット等の紙媒体、ホームページ等の電子媒体、イベントや説明会等の対面での情報発信など、多様な手段を使って地域福祉推進の取り組み事例の紹介や地域福祉活動の必要性や重要性についての、普及啓発を図ります。また、サロンや地域カフェ等を活用した情報の発信・共有などを進め、地域福祉活動への参加促進を目指します。

事業名	概要
出前福祉講座	学校,企業等に出向き,障がい者疑似体験,高齢
【社協】	者疑似体験等を通じて,福祉やボランティア活動
	への理解を深め、活動への参加の動機付けを実
	施。
市民福祉講座	市民を対象に,今日的な福祉課題等をテーマにし
【社協】	た講演会の実施。
ホームページ・広報紙	地域福祉活動への関心を喚起のため, 社協が行う
【社協】	福祉活動や新規事業,その他福祉やボランティア
	に関する情報を広く市民に紹介。
福祉のまちづくり推進大会	福祉功労者の表彰,活動事例紹介,記念講演等を
【福岡市・社協】	実施し,広く市民が福祉について考える機会を提
	供。
校区地域福祉活動計画(福祉の	「校区地域福祉活動計画(福祉のまちづくりプラ
まちづくりプラン)の作成支援	ン)」の策定過程を福祉教育の一環と位置付け,
【社協】【再掲】	住民主体の"学びの環境作り""地域の福祉力を
	高める学習運動"とする取り組み。

事業名	概要
わたしもあなたもボランティ	障がい者や高齢者についての理解を促し,ボラン
ア冊子事業	ティア活動の意義や重要性について考えるきっ
【社協】	かけとすることを目的として, 小中学生を対象に
	作成した冊子を市社協ホームページに掲載。
福岡市の福祉教育お役立ちブ	福祉教育の推進を目的にガイドブックを作成。
ック	
【社協】	

施策 4-2 支え手づくりの推進

- ○社協等と連携し、地域で活動している人たちを対象とした講座の開催や、 地域福祉活動へのアドバイスなどを行い、人材の育成を支援します。ま た地域住民をまとめ、牽引し、地域の福祉課題を解決する具体的な行動 や実践に結びつけられるリーダーを育成します。さらに、地域福祉活動 に参加していない住民への広報・啓発など、人材の掘り起こしを意識し た事業の実施を支援します。
- ○元気な高齢者が自らの知識や能力を活かして地域福祉活動やボランティア活動に参加、活躍できるようにシニア向けのボランティア講座などを開催します。また、学生など若い世代が地域福祉活動に参加できるように、大学や社協等と連携し、学生ボランティアと地域を結び付ける支援を行います。さらに、企業や各種団体の地域福祉活動への参加を促進するための施策を検討していきます。
- ○地域活動に取り組む人材を育成する研修会を開催するなど,支え手のスキルアップの支援を行います。また,女性役員の人材育成のための講座を開催するなど,地域役員としての女性の活躍を促進するための支援を行います。
- ○企業等が持つ人材を地域の福祉課題の解決に活かせるように,地域や企業等などの関係者間の出会いや繋ぐ場をつくるなどコミュニティビジネス等が促進されるように支援していきます。

事業名	概要		
強い絆の地域づくり普及啓発事	フォーラム等により, 先進事例の紹介や地域福		
業	祉活動を行っている方の報告会を実施。		
シニアアシストふくおか事業	高齢者の技能や知識・経験を活用し,人材発掘		
【社協】	やボランティアへの紹介調整を行い, 地域課題		
	の解決等の支援を実施。		
シニア地域サポーター養成事業	シニア世代を中心とした地域福祉活動のボラ		
【社協】	ンティア養成講座を実施。		

施策 4-3 ボランティア・NPO活動の充実

○市と区のボランティアセンターの役割・機能の検討を進め,活動の活性化を図ります。

○ボランティアセンターとNPO・ボランティア交流センター(あすみん)との連携を図ることにより、テーマ型市民活動団体であるNPO をエリア型市民活動団体である校区社協や自治協議会につなぎ、地域 の課題解決を進めます。

事業名	概要		
NPO・ボランティア交流セン	市民主体のまちづくり実現のため、NPO やボラ		
ター (あすみん)	ンティア活動をはじめとする様々な市民公益活		
	動の情報・交流の拠点。		
ボランティアセンター	ボランティア活動に関する相談・登録・斡旋、ボ		
	ランティアの育成,ボランティア活動に関する広		
	報・情報提供等を目的とし、ボランティアセンタ		
	一を設置。		
災害ボランティア養成講座	災害時に迅速に対応できる人材の育成を目的と		
	した研修・訓練等の実施。		
ボランティアグループ結成時	ボランティアセンターの登録グループで, グルー		
支援資金助成事業	プ結成から間もないグループの活動を軌道に乗		
【社協】	せ, 安定的な活動の継続と活動内容の充実をはか		
	るため、結成時支援としての活動費を助成。		
高齢者外出支援ボランティア	一人で外出することが困難な高齢者の外出を支		
養成講座	援し、社会参加を進め QOL の向上を目指すため、		
【社協】	外出時の付き添うことができるボランティアを		
	養成。		

施策 4-4 地域の活動拠点づくり

- ○老人福祉センター及び老人いこいの家について, 高齢者を中心とした社会参加活動の拠点としての機能を強化するため, 施設で行われるさまざまな活動を支援します。
- ○老人福祉センターにおける事業について,新たな時代に対応した内容に 見直しを進めます。
- ○空き家や公園, 社会福祉施設等の地域福祉活動への活用について検討します。
- ○公民館の地域コミュニティ支援のための,「場の提供」,「情報の発信」, 「人的支援」を推進します。

事業名	概要		
市民福祉プラザ	市民の福祉への理解や福祉活動への参加を支援		
	し、相互に助け合い、支え合う豊かな福祉社会を		
	実現することを目的として,市民福祉の総合相談		
	センターを設置。		
企業や福祉施設との連携	企業や福祉施設が保有するスペースの活用等に		
【社協】	向けたコーディネートの実施。		
	高齢者の各種相談,健康増進,教養の向上,レク		
老人福祉センター	リエーション等を総合的に提供するため,老人福		
	祉センターの設置・運営。		
	高齢者に対して教養の向上,レクリエーション及		
老人いこいの家	び相互親睦のための場を提供し,高齢者福祉の増		
	進を図るため、老人いこいの家を設置・運営。		

基本目標 5 自立した生活のための環境づくり

【現状と課題】

- ○地域での生活を支えるための福祉サービスについては、行政や社会福祉 法人等の事業所、ボランティア団体など多様な主体から提供されていま す。また、市民の情報入手の方法は、紙媒体、電子媒体など、年代や個 人によって様々であり、市民一人ひとりが、多くのサービスの中から、 適切なサービスにアクセスできる仕組みづくりが必要です。仕組みづく りにあたっては、情報入手方法としての「ロコミ」の有用性への配慮が 重要となります。
- ○市民アンケートでは、自分が今抱えている悩みについて、家族以外の地域の人や行政機関に相談する人は少ないという結果となっています。誰もが気軽に安心して相談できるよう、相談窓口の周知や相談機能の充実などの取り組みが必要です。
- ○成年後見申立件数は年々増加しており、成年後見に対するニーズは、今後ますます増大しつづけることが予想されます。また、家族関係の希薄化や親族後見人による不祥事の増加などを背景に、後見人等の担い手は「家族」から「専門職」へと大きくシフトしています。しかし、今後増大する後見ニーズを専門職だけで支えていくことには限界があり、市民後見人が活躍できる環境の整備が必要です。
- ○近年の厳しい経済・雇用状況により収入が減ったことや、主たる生計維持者が病気や介護により稼働できなくなったことなどにより経済的に困窮し、生活保護へ至るというケースが拡大しています。生活困窮者の多くは、相談機関もわからず、また相談する人もいないため、社会的に孤立している人も少なくありません。生活に困窮している人たちが、生活保護に至ることなく、いち早く課題解決に結び付けられるように支援していく包括的な仕組みづくりが必要です。

- ○福岡市においては、「みんながやさしい、みんなにやさしいユニバーサル 都市・福岡」を目標像として掲げています。これまでに条例等により施 設のバリアフリー化は、一定の進捗が見られるものの施設単位にとどま り、連続的なバリアフリー化が図られていないところがあり、今後も都 市施設のバリアフリー化を推進していくことが求められています。
- ○地域では、年齢、性別、障がいの有無や国籍など違いを超えて、さまざまな住民が生活しています。それぞれが持つ多様な特性やお互いの違いを理解し、相互に認め合うことが大切であり、「心のバリアフリー」を推進するなど、誰にでも快適な環境づくりを推進していくことが必要です。

【施策の方向性】

- ○サービスを必要とする市民が、必要な時に、適切な内容のサービスにア クセスできるよう、相談を含めた情報入手の方法が誰にでも分かりやす く、様々な媒体により情報提供される仕組みづくりを進めます。
- ○判断能力が不十分な人が必要な支援を受けられるよう,権利擁護体制を 充実する取り組みを進めます。
- ○生活困窮者の状態に応じた包括的・継続的な支援等を早期に実施し,支援対象者の自立の促進を図ります。
- ○誰にでもやさしい地域づくりのため、年齢、性別、能力、背景等に関わらず、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの理念による地域づくりを推進します。

施策 5-1 情報提供と相談の仕組みづくり

- ○市政だよりやパンフレット,チラシなどの紙媒体やホームページなどの電子媒体,地域の回覧板や掲示板など,多様な方法による情報提供を充実します。情報提供にあたっては,ユニバーサルデザインへ配慮し,合理的配慮にもとづく情報のバリアフリーの視点にたった分かりやすい情報発信を行います。
- ○悩みや不安を抱えている方が、適切な相談窓口にたどり着き、必要な相談ができるよう各種相談窓口の周知を図ります。
- ○民生委員や自治会・町内会役員など身近な相談先から,区保健福祉センターやいきいきセンターなどの専門的な相談先まで,各相談先が有機的に連携し、相談者の悩みや不安を効果的に解消できるように,総合的な相談機能の充実・強化に努めます。
- ○市民が良好な福祉サービスを選択できるよう,介護事業所等の情報提供 を行うほか,社会福祉法人の現況報告書や財務諸表,市の監査状況を公 開します。また事業者向けの研修を行うなど,事業者が提供するサービ スの質の確保及び向上を図っていきます。

事業名	概要		
市政だより・ホームページ	市政の重要施策から各施設の行事まで市政情報		
	を幅広く市民に情報提供。		
いきいきセンターふくおか運	高齢者の健康や福祉、介護等に関する相談に応		
営	じ、身体状況に適した助言を行うなど、高齢者の		
	自立した生活維持に向けた支援。		
介護保険事業者研修事業	介護従業者を対象にした,サービスの向上に資す		
了	る様々な分野の研修の実施。		
認知症介護実践者等養成事業	高齢者介護実務者を対象にした、認知症高齢者の		
	介護に関する実践的研修等の実施。		

施策 5-2 権利擁護体制の充実

- ○高齢者や障がいのある人、児童に対する虐待、配偶者による暴力などに ついて、未然防止に向けた啓発、見守りによる早期発見、通報先の周知 を行い、関係機関と連携し対応していきます。
- ○成年後見制度普及のための広報活動及び身寄りのない認知症高齢者など について,市長が後見開始などの申立てを行うことにより,後見人により財産管理や身上監護などの支援を行います。
- ○判断能力が十分でない人を対象に、社会福祉協議会において、契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理を行います。

仕の土な事業】			
事業名	概要		
市民後見推進事業	成年後見制度の新たな担い手である"市民後見		
	人"を育成。育成研修を修了した人は、社協が行		
	う法人後見事業の実務担当者や地域福祉活動の		
	核となる人材としても活用。また、家庭裁判所か		
	ら選任された市民後見人の活動をバックアップ		
	するための仕組みづくりの取り組み。		
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分で成年後見の申立てを行う親		
	族がいない高齢者等について,市長による成年後		
	見制度利用のための申立てを行い,後見人などに		
	よる支援を確保。市長申立てに必要となる費用負		
	担が困難な場合の申立費用や後見人報酬を助成。		
日常生活自立支援事業	高齢による認知症や精神・知的障がいにより,日		
【社協】	常生活上の判断に不安を感じている方の日常金		
	銭管理、福祉サービス利用援助、日常生活支援等		
	を実施。		
ずーっとあんしん安らか事業	高齢者が安心して生活できるよう,預託金を社協		
【社協】	が預かり,葬儀・家財処分等のサービスを実施。		
	契約者には定期的な見守りや入退院の手伝いな		
	どを実施。		

事業名	概要	
市民後見人養成事業	成年後見人の新たな担い手として,市民後見人を	
	養成。	

施策 5-3 生活困窮者への支援対策

- ○生活困窮者が困窮状態から早期に脱却するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な支援等を実施し、支援対象者の自立を促進するために、自立に向けての支援計画の策定及び就労支援や多様な支援施策等とのネットワークの構築を行います。
- 〇ハローワークや社協等とも連携し、支援のネットワークの拡大を図ります。
- ○生活困窮者を早期に支援につなげていくことができるように,支援内容 の周知を図るとともに,社会的孤立を解消し,地域の中でのつながりを 再構築していく取り組みを進めます。
- ○ホームレスが抱える重複した課題に対して,市内の各自立支援施設が連携して対応していくことによって,地域社会の一員として自立した日常生活が送れるよう支援していきます。

事業名	概要		
生活困窮者自立相談支援事業	市内1カ所に窓口を設定し,相談支援,就労支援,		
	住居確保給付金の支給を実施。		
生活困窮者である子どもの学	生活困窮家庭の子どもに対する学習支援や保護		
習支援事業	者への養育支援を実施。		
ホームレス自立支援事業	住居がない者への衣食住を提供。		
生活福祉資金貸付制度	経済的自立, 生活意欲の助長を図るため, 低所得		
【社協】	世帯や障がい者世帯,高齢者世帯に対し,低利子		
	で貸付や支援。		
生活困窮者子どもの居場所づ	家庭で満足に食事がとれない子どもに地域住民		
くり支援	が関わるきっかけをつくり,子どもの居場所づく		
【社協】	りや食育をとおして,地域ぐるみで子どもを育て		
	る取り組みを支援。		

施策 5-4 ユニバーサルデザインの理念による地域づくり

- 高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての人が安全かつ快適に暮らしていけるように、「福岡市バリアフリー基本計画」に基づき、公共交通や住宅のバリアフリー化など誰もが暮らしやすい環境整備を推進していきます。また「福岡市バリアフリー基本計画」に基づく、重点整備地区においては、生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めていきます。
- ○歩道のバリアフリー化等に加え、バス停や公園などで休憩できるベンチ 等の設置の拡充について検討します。
- ○日常生活や社会生活におけるバリアを取り除くことで、高齢者や障がいのある人,好産婦やベビーカーを使用する人などが,円滑に移動したり、施設の利用ができることなどの重要性について、市民一人ひとりが理解を深め,支え合うことができるよう「心のバリアフリー」を推進します。
- ○情報障がい者といわれる視覚・聴覚障がい者に対する情報提供の方法と して、テキスト訳、音訳、点訳、拡大写本などのボランティア活動を支 援します。

事業名	概要		
バリアフリー映画支援ボラン	共生社会を目指すため,情報障がい者と言われる		
ティア養成講座	視覚・聴覚障がい者に,映画を楽しむ機会を提供		
【社協】	できるよう,別途日本語字幕と副音声による音声		
	ガイドを付与したバリアフリー映画を作成する		
	ボランティアの養成講座を開催。		
在宅視覚障がい者サービス事	視覚障がい者の QOL の充実を目的に,点訳,音		
業	訳,外出ガイド,拡大写本活動,テキスト訳活動		
【社協】	を支援・活性化。		
視覚障がい者のための点訳・朗	点訳,音訳,外出ガイド,拡大写本活動,テキス		
読・ガイドボランティア養成講	ト訳活動のボランティア養成講座を実施。		
座【社協】			